令和８年（フ）第３４３３号
大阪府大東市北条７丁目12番14号　野崎ＫＳ108号、前住所大阪市都島区毛馬町２丁目５番10―407号
債務者　野津　和浩
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４７６号
大阪市都島区御幸町１丁目10番２―103号
債務者　櫛橋　明広
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４９４号
大阪市平野区背戸口３丁目３番16号　202
債務者　鐘田真太郎
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５０７号
大阪府守口市菊水通４丁目12番12―202号
債務者　清水　隆樹
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５４３号
大阪府摂津市新在家２丁目23番１号　カーサ摩耶Ⅰ　203
債務者　安達　良馬
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６０５号
大阪市東淀川区豊里４丁目１番８―206号
債務者　辻本タクシーこと　辻本　正憲
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６１７号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目７番５号
債務者　岩崎　慎司
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７２３号
大阪府守口市祝町８番６―102号
債務者　臼井　敏子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７５１号
大阪府高槻市天川新町11番17号　アプレシオ202号
債務者　濵崎　政浩
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８０５号
大阪市平野区平野東２丁目３番40号　コンフォート平野Ⅰ　204号
債務者　近藤　秀樹
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９４０号
大阪市鶴見区鶴見２丁目８番２―208号、前住所大阪市鶴見区鶴見２丁目22番５―611号
債務者　渡辺　美穂
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６７１号
神戸市垂水区塩屋町４丁目４番８号　第２窪田マンション103号
債務者　河田　一馬
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７２３号
神戸市兵庫区里山町１番地の284
債務者　福島　洋子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７３６号
神戸市垂水区本多聞３丁目１―34―105、住民票上の住所神戸市西区竹の台６丁目６番地４―302号
債務者　金原　光浩こと　ＫＩＭ　ＫＷＡＮＧ　ＨＯ　金　　光浩
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５１号
山口県防府市大字台道11354番地の79　ビレッジハウス台道４棟402号、前住所山口県防府市大字江泊632番地の２
債務者　藤井　侑子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８７号
山口市吉田1920番地20　パレット８　105号室、前住所山口市嘉川3515番地32
債務者　網谷　　徹
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９１号
山口市平井76番地１　メゾンひろ９号館101号、前住所山口市阿東徳佐中3488番地１
債務者　櫻田　　敦
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係